

国際交流会館入居者選考基準

(昭和63年 5月30日国際交流委員会決定)

(平成4年 5月 6日国際交流委員会改正)

(平成5年10月12日国際交流委員会改正)

(平成20年 6月23日国際交流委員会改正)

(平成24年 6月18日国際基盤機構委員会改正)

(平成31年1月22日グローバル工学教育推進機構委員会)

国際交流会館（以下「会館」という）の目的である大学の国際交流の促進に資するため、より多くの留学生等の多様なニーズに応えられるよう下記の入居基準を定める。

I 外国人留学生

1. 入居基準

(1) 国際交流会館（以下「会館」という）入居選考の際の優先順位は、次の通りとする。
各プログラムの詳細については、別紙に定める。

- ① 大学間交流協定による短期留学生（特別研究学生，特別聴講学），ダブルデグリー・プログラム，大学院ツイニング・プログラムによる留学生
- ② 上記以外の者で，本学に新たに受け入れる留学生
- ③ ①，②以外の留学生等

(2) 次の者の入居は許可しない。

- ① 学生宿舎等への入居が確定した者
- ② 学生宿舎等への入居募集条件に合致する者で会館への入居申請を行わない者

(3) 単身室，夫婦室に入居していた者で，夫婦室，家族室での転居を希望する者については，空室のある場合に限り，通算1年間の範囲内で転居を許可する。

2. 入居者決定方法

入居者は当該年度の入居可能室数，入居申請者の状況を考慮して館長が決定する。
なお，過去に入居をしていた者の入居は妨げない。

3. 入居許可期間

(1) 入居許可期間は，「国際交流会館規程」第10条により原則1年以内とする。ただし，入居基準(1)①の者については，当該プログラムで承認された在籍（受入）期間とする。

また，入居基準(1)②，③の者については，6ヶ月以内の入居を許可することができる。
なお「入居期間延長願」により入居の延長を認めることができる。

(2) 単身室から家族・夫婦室への転居者の入居期間は，通算1年間に達するまでとする。
ただし，家族室・夫婦室に空室がある場合は，「入居期間延長願」により入居の延長を認めることができる。

4. その他

留学生との交流及び会館の運営の円滑化を図るため本学の学生をチューターとして入居させる。

II 外国人研究者

(1) 入居者の決定は、国際交流会館の入居申込書を提出した順とし、入居許可期間は原則として1ヶ月以上1年以内とする。

(2) 次の者の入居は許可しない。

- ① すでに日本国内の民間宿舎等に居住している者。
- ② 研究者としての滞在期間が1年を超える者、あるいは超えることが見込まれる者。
- ③ 高師住宅への入居条件に合致する者。

III この基準の運用により難しい場合は、館長が決定する。

附 記

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 記

この基準は、平成20年6月23日から実施する。

附 記

この基準は、平成24年6月18日から実施する。

附 記

この基準は、平成31年4月1日から実施する。